

令和5年度 モニタリングの実施について

1 令和5年度実施方針

(1) 的確な履行評価に基づく確実な履行の確保

- ① 「モニタリングのガイドライン」に基づき、区全体で570業務（予定）において、業務等の実情に即した的確な評価に努める。
- ② 評価結果は、事業者との定期的な協議のツールとするなど、サービスの質の維持・向上に役立てるとともに、次回契約の仕様書の充実に生かしていく。

(2) 適正な労働環境の確保

区の委託業務及び指定管理者による区立施設の管理運営について、従事者の労働環境が労働関係法令に照らし、適正に確保されているか確認する。

- ① 各所管課において、労働関係法令遵守の徹底に取り組む。
- ② 社会保険労務士（東京都社会保険労務士会中野・杉並支部）による労働環境モニタリング調査を6業務で実施する。

【労働環境モニタリング調査対象業務】

	施設名（又は業務名）	事業者名	所管課
指定管理	荻窪体育館	コナミスポーツ・杉並建物総合管理事業協同組合共同事業体	スポーツ振興課
	永福体育館	杉並スポーツ・カルチャー共同事業体（東京アスレティッククラブ・東京フットボールクラブ・日本管財）	スポーツ振興課
委託業務	杉並区立井草保育園における給食調理業務及び用務業務	株式会社トラスティフード	保育課
	こども発達センター給食調理業務	株式会社東京天竜	障害者施策課
	こすもす生活園利用者送迎用バス運行業務	宮園自動車株式会社 本社営業所	障害者生活支援課
	区立済美養護学校児童・生徒の通学用バス運行業務	東交観光バス株式会社	特別支援教育課

2 主なスケジュール

- 令和5年4月 モニタリング実施方針決定（区ホームページで公表）
- 7月 モニタリング前期（4～6月）履行評価実施
- 8月 社会保険労務士による労働環境モニタリング調査の実施（～12月）
- 9月 令和4年度モニタリング実施結果報告（区ホームページで公表）
- 11月 モニタリング後期（8～10月）履行評価実施
- 令和6年3月 令和6年度モニタリング評価予定業務数把握